

勧告等措置区分（台風等対策）

東播磨港

「第二体制(大型船等避難勧告)」の措置内容

- 1 10,000 総トン以上の船舶は原則として港外に避難すること。
- 2 1,000 総トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。
- 3 工事作業船等は作業を中止し、安全な場所に避難すること。
- 4 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。
- 5 避難船舶は、
 - ①国際VHF(c h 1 6)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - ② 船橋当直員・無線当直員を配置すること。
 - ③ A I S搭載船舶はA I Sの常時作動を確認すること。

「第二体制(全船舶避難勧告)」の措置内容

- 1 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。
- 2 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、状況に応じた安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。
- 3 避難船舶は、
 - ①国際VHF(c h 1 6)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - ②船橋当直員・無線当直員を配置すること。
 - ③A I S搭載船舶はA I Sの常時作動を確認すること。